

平成28年 3月 31日

事業主様

日本年金機構
横浜南年金事務所長

厚生年金保険・健康保険制度への加入について

厚生年金保険・健康保険制度は、民間の会社等で働く役員や従業員の方々のための老後等における所得保障及び医療保障のために極めて重要な役割を担うものです。

このため、法律(厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項の規定)により、『全ての法人事業所(事業主・役員のみの場合も含む)』や『常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所(一部の業種を除く)』は加入が義務付けられており、事業主、役員、従業員の意思により、任意に加入・脱退ができるものではありません。

つきましては、関係法令の規定に基づき、未加入事業所として把握している貴事業所におかれては、速やかに厚生年金保険・健康保険への加入手続き(新規適用届、資格取得届等の作成・届出)を行っていただく必要があるため、指定期日までに必ず事業主様からの自主的な届出をお願いいたします。

指定期日：平成28年4月28日(木)

※自主的な届出の場合は、届出された月より保険料が発生することとなりますが、立入検査を実施した場合は、確認できた範囲で最大2年間遡っての加入となります。その場合は、24ヶ月分の保険料が一度に発生し、まとめてお支払いいただくこととなります。

なお、制度及び加入手続き等について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、指定期日までに届出の準備が間に合わない場合や報酬が出ていない等の事情がある場合も下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

※本状と行き違いで既に加入手続きがお済みの場合は、何卒ご容赦願います。

【お問い合わせ先】日本年金機構 横浜南年金事務所 厚生年金適用調査課
〒232-8585 横浜市 南区 宿町 2-51
電話 045-742-5511 (音声案内「3」を選択してください)
加入指導担当 調査チーム